

裁判員等経験者意見交換会 開催概要



テーマ：共犯事件の評議における裁判員と裁判官の実質的協働に向けた裁判の実現について

参加者：共犯事件を担当した裁判員・補充裁判員経験者5名

裁判官 平塚浩司（司会）、国分史子、廣瀬裕亮

検察官 畑 尚登、弁護士 中井淳一

テーマに関する話題事項（Q）について、裁判員・補充裁判員経験者からのご意見・ご感想（A）を紹介します。

審理について

Q 共犯事件の審理方法として、他の共犯者と一緒に審理する方法と、別々に審理する方法、どちらが良いか。

A 一緒に審理すると、他の共犯者の供述が分かるので、それに合わせて他者の供述が変わってしまう可能性があると思う。そのために、事実認定が容易になる場合もあるが、難しくなる場合もあるのではないかと。

A 共犯者間の力関係や関わり合いによっては、一緒に審理してしまうと法廷で言いたいことが話せなくなる場合もあると思う。

A 一緒に審理をした方が、裁判が迅速に進むし、供述の対立点が明確になって、争点について深く考えることができると思う。

A 一緒に審理することで、共犯者間のバランスをとって量刑の判断がしやすくなると思う。

Q 他の共犯者や被害者の供述について、検察官が共犯者や被害者の供述調書を朗読する方法と、共犯者や被害者が法廷で直接話す方法、審理の方法としてどちらが望ましいか。

A 共犯者の話を直接目の前で聞いて、共犯者間の力関係を実際に感じて心証を得ることができた。

- A 指示役とされる人物の証言を直接聞くことができ、その際の印象から、その人物の証言が信用できるかどうかについて、より深く考えることができた。
- A 実行犯の事件を担当したが、指示を出した主犯格の証言を直接聞けたら良かった。
- A 被害者の話を直接聞く方が印象に残るし、その証言の際の様子も手掛かりとなって、より真相に近づいたように感じた。
- A 被害者遺族の話を聞いて、法廷で涙を流した。だからといって公平でない判断をするわけではないが、重大な事件であるということを改めて認識することができた。

犯罪事実の認定について

Q 事件の争点を理解して、審理や評議に臨むことができたか。

- A 冒頭陳述で検察官と弁護士から配布された資料が分かりやすく、争点を理解することができた。
- A 今よく見ると、検察官の冒頭陳述メモには争点を書いてあるが、実際に冒頭陳述を聞いている段階では、A3二枚のメモの情報量が多過ぎてどこが争点かを理解できていなかった。その後に裁判官から説明があって、初めて争点を理解して審理を聞くことができた。冒頭陳述では、もっと情報を絞り、重要な部分を強調するなどの工夫をしてもらえると良いと思う。
- A 冒頭陳述の後、審理の途中に、裁判官と話をする中で徐々に争点を理解することができた。

Q 共犯事件では、「共謀」、「共同正犯」、「幫助犯」などの法律概念の理解が必要となるが、このような法律概念のイメージを的確につかむことができたか。

- A 証拠調べのときには十分理解できていなかったが、評議で裁判官から説明があって理解することができた。
- A 日ごろ聞きなれない法律用語が多いので、証拠調べに入る前に理解できる機会があった方が良くと思う。
- A 冒頭陳述で争点についてイメージを持った上で、証拠を見聞きして事実関係を把握し、その後、改めて、論告、弁論や評議で説明を受けたことで、法律概念をよく理解して判断することができた。

Q 犯罪行為それ自体を行っていない者でも正犯として処罰される場合があることについて、どのように考えるか。

A 犯罪をするように指示した人と実行犯との間に上下関係が強くある事案だったので、指示した人が正犯として処罰されることについて、引っかかりはなかった。

A 犯罪の経緯や動機、目的にもよると思うが、共犯者の間に共通の目的がある場合、自分では犯罪を実行していない人が正犯として処罰されることに違和感はなかった。

量刑の判断について

Q 共犯事件で被告人の刑を決めるにあたって、どのように考えたら良いか。

A 審理で与えられた情報量が多過ぎて、最初は戸惑ったが、評議で量刑グラフ等を見るなどして、量刑を決めるにあたっての基準ができていった。

A 複数の共犯者が一緒に審理されている事案だったので、全員の量刑を決めることになった。犯罪事実に関する事情によって順位付けをして、その上で、それぞれの被告人の個別事情も加味して判断した。大変だったが、相対的に決めることができた。

その他

Q 裁判員制度に関し、改善した方が良い点はあるか。

A 裁判が進んでいくにつれて主張書面等の配布書類やメモなどの資料が増えていき、審理中にどの部分の説明がされているのかが分からなくなることがあった。あとから疑問に思っても見返す余裕がなかったので、複雑な事件では、公判期日の合間に、資料を見返したり疑問を解消したりできる時間があったら良いと思う。

A 配布される主張書面等の枚数や文字情報が多過ぎると感じた。審理中、どこかの説明をしているのか分からなくなると、置いていかれてしまう。情報量を絞るなどして、資料をもっと分かりやすくしてもらえると良いかもしれない。

Q 裁判員制度に参加して負担はなかったか。

A 裁判員として人の人生を左右する判決に関わるプレッシャーや、自分に不利益が生じるのではという不安はあったが、関わらない方が良かったということではなく、選ばれた以上は正しい判断をしたいと思って参加していた。

A 人の人生に関わることは負担になるが、選ばれたことで自分の成長にもなった気がして、良かったと思う。